



特許権はどこまで「物権」たり得るのか：国内実質 法研究者の視点からのコメント

島並, 良

(Citation)

国際法外交雑誌, 106(4):211-212

(Issue Date)

2008-01

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002635>



特許権はどこまで「物権」たり得るのか

——国内実質法研究者の視点からのコメント——

神戸大学教授 島 並 良

（報告要旨） わが国の知的財産法は、不真正商品（知的財産権侵害物品）の輸出入を各権利の侵害であると捉えており（特許法2条3項1号・3号、著作権法113条1項1号・2号、商標法2条3項2号など）、それらの行為は差止・

損害賠償請求の対象となるほか、刑事罰や税関での行政規制を受ける（関税法69条の2第1項3号、69条の11第1項9号）。他方、真正商品については、輸出は争いなくいずれの権利に関しても適法となるほか、（並行）輸入も原則的に

適法と解されている（特許権につき BBS 事件最高裁判決、著作権につき著26条の2第2項4号および中古ゲームソフト最高裁判決、商標権につきフレッドペリー事件最高裁判決など参照）。

本日の加藤報告は不真正商品の輸出に、樋爪報告は真正商品の輸入に関するものなので、その限りでは全く逆の事象を扱っているが、いずれも内国特許権の制約（輸出入の適法視）に関わるものであり、知的財産法学の観点からは、両者には次の2つの共通課題をくみ取ることが出来る。その第1は、国民国家体制を前提として内国公益実現（国内技術レベルの向上や、国内市場の公正性確保など）を政策目標としてきた従来の知的財産法が、外国公益実現（AIDS

禍に苦しむ外国の公衆衛生の保全や、外国における商品取引の自由確保など）という外在的政策目標のために内国権利を制約することは認められるのか、という制約「根拠」に関する課題である。また第2に、そのような外在的根拠からの制約が可能であるとして、ではいかなる方法で制約するのか、より具体的には、① プロパティールールからライアビリティールールへ、② 絶対的権利保護から相対（衡量）的利益保護へ、③ ルールからスタンダードへ、という3方向での非「物権」化をどこまで進めるのか、という制約「手段」に関する課題である。両報告は国際的問題を扱うものだが、国内法の観点からも、以上の通り知的財産法学が直面する重要な理論的課題に関わるものとして位置づけられる。